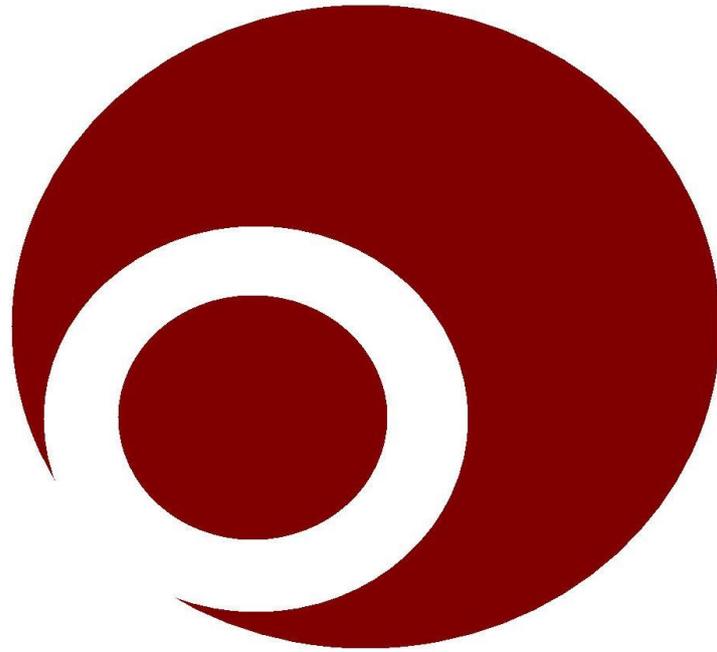


多良木町 通学路交通安全・安心プログラム

通学路の安全安心確保に関する取組の方針



令和元年9月
令和3年12月改定

多良木町通学路安全推進会議

目次

- 1 プログラムの目的
- 2 推進体制
- 3 通学路の安全安心確保に関する取組方針
- 4 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表

1 プログラムの目的

平成 24 年度に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省からの通知を踏まえ、平成 24 年 6 月に、各小学校の通学路において関係機関と連携して通学路の緊急合同点検を実施しました。この結果、関係機関と協議し、順次、道路環境の整備などの対策を講じてきました。

また、平成 30 年 6 月に「登下校防犯プラン」が策定され、同年 8 月には、登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築について、関係省庁より留意事項が発出されたことから、町内においては「多良木町通学路安全推進会議」を「地域の連携の場」とすることとなりました。

多良木町では、各小学校において通学路点検を実施しており、点検結果をもとに、「通学路安全推進会議」において対策を講じてきました。

このような背景から、体系的に通学路合同点検を実施、対策することにより、通学路における安全性の向上を計るとともに、防犯上の視点を踏まえ登下校時における子どもの安全を確保するために、関係機関が相互に連携して通学路の安全確保および地域の連携の場として取り組むため、通学路安全・安心プログラムを策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に安心して通学できるように、通学路の交通安全および防犯の観点から安全確保を図ってまいります。

2 推進体制

本プログラムは、関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「多良木町通学路安全推進会議」にて策定しました。

- ・多良木町教育委員会
- ・多良木町建設課
- ・多良木町危機管理防災課
- ・熊本県南広域本部球磨地域振興局土木部
- ・多良木警察署（地域・交通課、刑事・生活安全課）
- ・各町立小学校（校長、PTA 代表者）
- ・多良木中学校（校長、PTA 代表者）
- ・区長会代表（小学校区ごと）

3 通学路の安全安心確保に関する取組方針

(1) 基本的な考え方

文部科学省、国土交通省、警察庁による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」および「登下校防犯プラン（平成 30 年 6 月 22 日登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議決定）」に基づき、継続的な推進体制を構築するとともに、各小学校長が設定した通学路の安全安心を確保するため、取組みの効果的・効率的な実施を図ります。

(2) 実施方法

各小学校および地域の特性を踏まえ、学校、教育委員会、PTA、道路管理者、警察、住民代表等は、通学路の安全安心確保を効率的かつ効果的に実施するため、以下の方法により、通学路の安全安心総点検を実施します。

① 定期的な点検

年に1回、定期的に安全安心総点検を実施します。

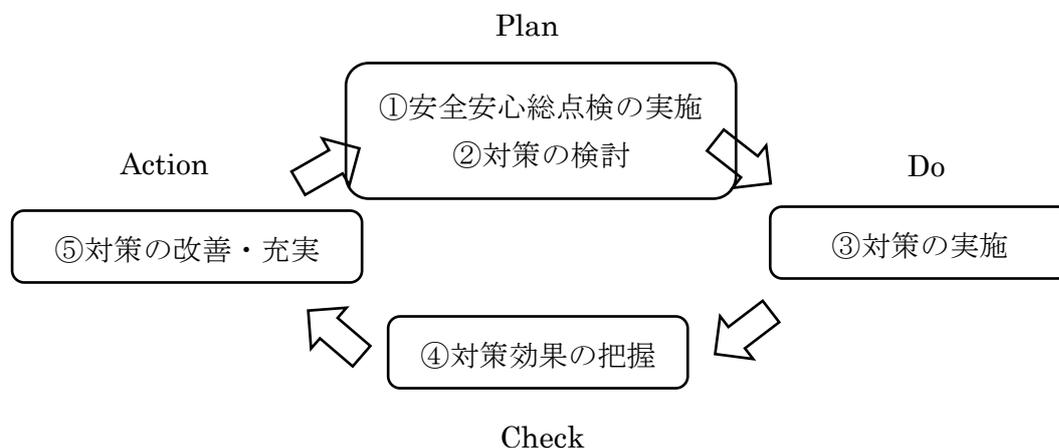
② 随時の点検

その他、各小・中学校から安全安心総点検の申し入れがあった場合は、必要に応じて、実施します。

(3) 通学路の安全安心確保のための PDCA サイクル

安全安心総点検は、通学路の安全性の向上を図るため、その取組の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして、繰り返し実施することとします。また、これを着実に実施するため、以下の取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための PDCA サイクル]



① 定期的な合同点検 (Plan)

○合同点検の実施時期等

- ・町内の全小中学校において、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、原則として夏季と冬季を交互に行いますが、通学路推進会議での協議により適当と認められる時期に実施することも可とします。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、学校、保護者、教育委員会、道路管理者、警察、住民代表が参加する合同点検を行います。

② 対策の検討 (Plan)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設

置のようなハード対策および、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

③ 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

④ 対策効果の把握 (Check)

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等の確認するため、学校への聞き取り調査等により対策実施後の効果把握を実施します。

⑤ 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表

- ・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。